



県章

# 山形県公報

平成28年3月15日(火)

第2730号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……265
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……266
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(農村整備課) ……267
- 山形県眺海の森の利用日及び利用時間……………(庄内総合支庁森林整備課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) ……268
- 同……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………269

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………271

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域……………272

### 公 告

- 平成27年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第255号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社蘭企画	いずみケアセンター指定訪問介護事業所 山形市嶋南三丁目15番28号	訪問介護	平成28. 2. 29
有限会社ひまわり	ひまわり訪問介護事業所 山形市伊達城二丁目10番地の2	訪問介護	同

**山形県告示第256号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
アースサポート株式会社	アースサポート山形 山形市吉原一丁目11番13号	居宅介護支援	平成28. 2. 23

**山形県告示第257号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社蘭企画	いずみケアセンター指定訪問介護事業所 山形市嶋南三丁目15番28号	介護予防訪問介護	平成28. 2. 29
有限会社ひまわり	ひまわり訪問介護事業所 山形市伊達城二丁目10番地の2	介護予防訪問介護	同

**山形県告示第258号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
有限会社スエヒロ 鶴岡市白山字興野133番地14	みんなのそら 鶴岡市白山字興野133番地11	放課後等デイサー ビス	平成28. 3. 3

**山形県告示第259号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地	平成28年4月28日から 平成31年4月27日まで

**山形県告示第260号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、酒田市及び新庄市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成27年6月15日から平成28年2月29日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基本重力測量）

**山形県告示第261号**

山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）第3条第2項の規定により、山形県眺海の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
森林学習展示館	4月10日から4月28日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときはその日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	4月29日から5月5日までの日	
	5月6日から7月19日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	
	7月20日から8月31日までの日	
	9月1日から11月30日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	

- 2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

**山形県告示第262号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・4・25号東原村木沢線及び3・6・2号緑町前田線
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成22年12月10日から平成30年3月31日まで

**山形県告示第263号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
村山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 村山都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 村山公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）村山市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和53年3月20日から平成33年3月31日まで

**山形県告示第264号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
酒田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 酒田都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 酒田公共下水道（最上川下流流域下水道（庄内処理区）酒田市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成11年7月9日から平成33年3月31日まで

**山形県告示第265号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

栗生支店	栗生六丁目5番地の2	栗生六丁目5番地の2
------	------------	------------

を

栗生支店	栗生六丁目5番地の2	栗生六丁目5番地の2
荒井支店	若林区荒井字御散田36番地（12B-10L）	若林区荒井字御散田36番地（12B-10L）

に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月2日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 前 田 直 己

山形県公安委員会規則第1号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第20条の2第1号中「警務課」を「施設装備課」に改める。

第39条の表生活安全企画課の項中

子ども・女性等安全対策室	を	人身安全関連事案対策室	に改める。
--------------	---	-------------	-------

第40条第1項の表中

子ども・女性等安全対策室	子ども・女性等安全対策室長	上司の命を受け、子ども・女性等安全対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
人身安全関連事案対策室	人身安全関連事案対策室長	上司の命を受け、人身安全関連事案対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	に改め、同

条第2項の表交通指導課の項中

交通指導官	上司の命を受け、第31条第1号から第4号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	を
-------	---	---

交通事故事件捜査統括官	上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。	に改め、同表運転免許課の項中
-------------	-----------------------------	----------------

交通聴聞官	上司の命を受け、第33条第6号に掲げる事務を整理する。	を
-------	-----------------------------	---

免許指導官	上司の命を受け、第33条第1号、第3号及び第5号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。
交通聴聞官	上司の命を受け、第33条第6号に掲げる事務を整理する。

に改める。

第42条第1項の表中

副主幹	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。
-----	--------------------------

を

副主幹	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。
企画調整官	上司の命を受け、特定事務に関する企画及び調整事務を処理し、関係事務を整理する。

に、

交通事故分析官	上司の命を受け、第30条第5号に掲げる事務を整理する。
交通事故事件捜査統括官	上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。

を

交通事故分析官	上司の命を受け、第30条第5号に掲げる事務を整理する。
---------	-----------------------------

に改める。

第48条第1項の表中

事務長	上司の命を受け、庶務及び会計に関する事務を整理する。
-----	----------------------------

を

企画調整官	上司の命を受け、特定事務に関する企画及び調整事務を処理し、関係事務を整理する。
-------	---

に改める。

第54条第1項の表中

副主幹	上司の命を受け、特定の重要事項に関する事務を整理する。
-----	-----------------------------

を

副主幹	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。
企画調整官	上司の命を受け、特定事務に関する企画及び調整事務を処理し、関係事務を整理する。

に改める。

別表(2)山形警察署の項中

蔵王駐在所	山形市蔵王温泉
松原駐在所	山形市大字松原
長谷堂駐在所	山形市大字長谷堂

を

蔵王温泉 駐在所	山形市蔵王温泉
蔵王駅西 駐在所	山形市大字松原

に改め、同表鶴岡警察署の項中

大 山 駐在所	鶴岡市友江町
栄 駐在所	鶴岡市本田

を

大 山 駐在所	鶴岡市友江町
---------	--------

に改め、同表南陽警察署の項中

中 川 駐在所	南陽市川樋
梨 郷 駐在所	南陽市竹原

を

梨 郷 駐在所	南陽市竹原
---------	-------

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第20条の2第1号の改正規定、第39条の表生活安全企画課の項の改正規定、第40条第1項の表の改正規定、同条第2項の表交通指導課の項の改正規定、同表運転免許課の項の改正規定及び第42条第1項の表の改正規定（

交 通 事 故 分 析 官	上司の命を受け、第30条第5号に掲げる事務を整理する。
交通事故事件捜査統括官	上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。

を

交 通 事 故 分 析 官	上司の命を受け、第30条第5号に掲げる事務を整理する。
---------------	-----------------------------

に改める部

分に限る。）は、同年3月18日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月15日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,681人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に

3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 216,751人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,171人	村山市	7,150人	西村山郡	11,629人
米沢市	22,948人	長井市	7,694人	最上郡	11,899人
鶴岡市	36,367人	天童市	16,887人	東置賜郡	11,178人
酒田市・ 飽海郡	33,928人	東根市	12,838人	西置賜郡	8,459人
新庄市	10,109人	尾花沢市・ 北村山郡	7,040人	東田川郡	8,255人
寒河江市	11,416人	南陽市	8,992人		
上山市	9,023人	東村山郡	7,359人		

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成28年3月15日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

- 1 山形県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類の区分に応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各200メートル及び身網の周囲100メートル以内の海面
いか 同	かき網の左右各55メートル及び身網の周囲45メートル以内の海面
はたはた 同	
あじ・たなご 同	

- 2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸せしめる行為をしてはならない。
- 3 この指示の有効期限は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成28年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



## 1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
自衛官候補生 （男子）	平成28年3月 15日（火）か ら同月25日 （金）まで	平成28年3月19日 （土）又は同月26 日（土）のいずれ か希望する日	筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町 駐屯地	平成28年3月 下旬又は4月 月上旬

## 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

## 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

平成28年3月15日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年3月15日発行 発行人 山形県